

## (案)

### 千葉県障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

#### (通則)

第1条 千葉県障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金については予算の範囲内において交付するものとし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び千葉県補助金等交付規則(昭和32年9月20日規則第53号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

#### (交付の目的)

第2条 この補助金は、千葉県内(指定都市及び中核市を除く)の通所系サービス事業所、障害者支援施設等、訪問系サービス事業所、短期入所サービス事業所、相談支援事業所(以下「事業所等」という。)が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、新型コロナウイルスへの感染機会を減らしつつ、必要なサービスを継続して提供できるよう、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行うことを目的とする。

#### (定義)

第3条 前条に規定する事業所等は障害者総合支援法第5条及び児童福祉法第6条の2の2に規定する事業を提供するものをいい、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

##### (1) 通所系サービス事業所

生活介護、療養介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを提供するものをいう。

##### (2) 障害者支援施設等

障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を提供するものをいう。

##### (3) 訪問系サービス事業所

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を提供するものをいう。

##### (4) 短期入所サービス事業所

短期入所サービスを提供するものをいう。

##### (5) 相談支援事業所

計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援を提供するものをいう。

## (案)

### (補助の対象)

第4条 この補助金は次の各号に掲げる事業を交付の対象とし、助成対象、助成額及び対象経費はこの項から第3項までに定めるもののほか別表のとおりとする。なお、交付の対象とするのは、1事業所・施設当たり1回に限る。

#### (1) 障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業

令和2年1月15日以降に、次のアからエまでのいずれかに該当する事業所・施設が、関係者との緊急かつ緊密な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行う。

ア 千葉県から休業要請を受けた通所系サービス事業所及び短期入所サービス事業所

イ 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した事業所等(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。)

ウ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び障害者支援施設等

エ アからウまでに定めるもののほか、通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、障害者支援施設等であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した事業所

#### (2) 障害福祉サービス等事業所との連携支援事業

令和2年1月15日以降に、次のア又はイのいずれかに該当する事業所等の利用者の積極的な受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の事業所等に対して、緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要となる経費について支援を行う。

ア 第1号ア又はイの事業所等

イ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び訪問系サービス事業所

2 前項第1号に掲げる事業の対象経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 通所系サービス事業所、訪問系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び障害者支援施設等のサービス継続に必要な費用

ア 事業所・施設等の消毒・清掃費用

イ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用

ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等

エ 連携先事業者への利用者の引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等の報酬では評価されない費用

オ 送迎を少人数で実施する場合に緊急かつ一時的に必要な車のリース等の費用(リース費用については、レンタカーだけではなく、連携事業所や職員の自家用車等をリース契約するなど柔軟な対応が可能)

#### (2) 通所系サービス事業所が人数制限してサービスを提供する際の費用

ア 通所しない利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に

## (案)

必要となる車のリース等の費用(リース費用については、レンタカーだけではなく、連携事業所や職員の自家用車等をリース契約するなど柔軟な対応が可能)

イ ICTを活用し、通所しない利用者に対する健康管理や相談支援等を行うための利用者用タブレットのリース等費用(通信費用は除く。)

(3)通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び障害者支援施設等が代替の場所にて行うサービス実施に係る費用

ア サービス提供場所の賃料、物品の使用料等

イ 職員の交通費、利用者の送迎に係る費用

(4)通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び障害者支援施設等の訪問サービス実施に係る費用

ア 訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当

イ 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金

ウ 訪問サービス実施を行うため緊急かつ一時的に必要な車のリース等の費用(リース費用については、レンタカーだけではなく、連携事業所や職員の自家用車等をリース契約するなど柔軟な対応が可能)

エ 訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用

オ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用

3 第1項第2号に掲げる事業の対象経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)利用者受け入れに係る連絡調整費用、職員確保費用

ア 追加で必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等

イ 利用者引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等の報酬上では評価されない費用

(2)職員の応援派遣に係る費用

ア 職員を応援派遣するための諸経費(職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等)

4 第1項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者(法人その他団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人の経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(2)次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

## (案)

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人にあっては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(暴力団密接関係者)

第5条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、前条第4項第2号又は第3号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同条第1号から第3号までのいずれかに該当する者である団体)とする。

(補助金の対象除外)

第6条 この補助金は、次の各号に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

(1) 指定都市及び中核市が実施する第4条第1項に規定する事業に要する経費

(2) 指定都市及び中核市に所在する事業所等が実施する第4条第1項に規定する事業に要する経費

(3) 障害福祉サービス等の報酬及び他の国庫補助金や交付金等で措置されている経費

(補助額の算定方法)

第7条 この補助金の交付額は、別表のサービス種別の欄に定める事業所・施設ごとに基準単価と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額を比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、第4条第1項各号に掲げる事業ごとに、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 前項の対象経費は、第2条の目的を達成するために緊急的に実施が必要な事業に要する経費であって、第4条第1項各号に規定する事業対象者の要件を満たした日以降に事業を開始し、第8条の規定による交付申請書の提出までに費用の支払いを完了したものに限る。

(交付申請及び実績報告)

第8条 この補助金の交付を受けようとするときは、速やかに事業を実施した上で、交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に指示する期日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第9条 知事は前条により提出された交付申請書兼実績報告書を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付を決定し、交付すべき補助金の額の確定を行うとともに、その内容を通

## (案)

知するものとする。

### (交付請求)

第10条 補助金の交付を請求しようとするときは、交付額の確定通知を受領後、速やかに、補助金交付請求書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

### (財産処分の制限)

第11条 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

3 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

### (補助事業に係る経理)

第12条 事業に係る収入及び支出を明らかにした様式第3号による調書を作成するとともに、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

2 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合を含む。)には、様式第4号により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに速やかに知事に報告しなければならない。

### (その他)

第13条 その他、この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年 月 日から施行し、令和2年4月1日から適用する。